

宗教上の理由等により輸血を拒否される患者様へ

宗教上の理由等による輸血拒否の患者様に対し以下のように対応いたします。

1. 当院では、もとより不必要な輸血は行いません。
2. 輸血に代わる治療法のみで対応する場合、危険性が十分小さい医療処置を実施いたします。その際には、予期せぬ危険が発生する可能性があることをご説明いたします。
3. 緊急に輸血を行う必要がある児童、意識がない方、判断能力がない方に関しましては、医学上の必要性に基づき輸血実施の是非を決定いたします。
なお、医師が児童に必要と判断する輸血等の医療を保護者が受けさせないことは心理的虐待に該当するものです。（厚生労働省子ども家庭局長通知「宗教の信仰等を背景とする医療ネグレクトが疑われる事案への対応について」をご参照ください。）
4. 無輸血治療のために最善の努力をつくしますが、緊急に輸血を行う必要が発生した場合には、患者様ご本人または付添人の方等へ輸血の必要性を説明の上、ご承諾をいただきます。
5. 輸血なしで、必要な医療を提供することができないと医師が判断し、かつ輸血の実施について患者様等の同意が得られない場合は、他の医療機関へご紹介させていただきます。

以上